

6 地域医療介護総合確保基金（医療分）における暴力・ハラスメント対策事業の明確化について

急速に少子高齢化が進む中、2025（令和7）年までに「団塊の世代」が全て75歳以上となる。

超高齢社会を迎える中で、国民一人一人が、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことが課題となっており、在宅医療や介護の担い手となる人材の確保も重要である。

一方で、在宅の現場では、医療従事者が利用者（患者）・家族から暴力やハラスメントを受けてしまう実態があり、（一社）全国訪問看護事業協会が実施した調査では、訪問看護師の約半数が暴力やハラスメントを受けたことがあるという結果であった。

実際に、埼玉県ふじみ野市において、立てこもり事件が発生し、医師が亡くなったほか、同行していた医療従事者も重傷を負った。

在宅医療の推進のためには、在宅医療の担い手となる医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの医療従事者に対して、安全な職場環境で働くことを保障することが重要である。

しかし、現状は地域医療介護総合確保基金として、暴力・ハラスメント対策に必要な取組を実施できる事業区分及び標準事業例が位置付けられているのは、介護分のみであり、医療分では明示されていない。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 地域医療介護総合確保基金（医療分）の事業区分に、医療機関等における暴力・ハラスメント対策推進事業を明確に記載し、安定的な制度運用を図ること。

2 前項の医療機関における暴力・ハラスメント対策推進事業においては、都道府県が、地域の実情に応じた暴力・ハラスメント対策を実施できるよう、標準事業例を幅広く設けるとともに、柔軟な運用を認めること。